

【平成27年第5回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成27年12月15日 市民委員長 橋本 勝

- 「議案第167号 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 改正理由について

地方自治法の一部改正に伴い、来年4月までに各政令指定都市が区の事務分掌を条例に定めなければならないと規定されたことから、本条例を改正するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第168号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第169号 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 国家戦略特別区域限定保育士制度導入による影響について

国家戦略特別区域限定保育士試験は、従来の保育士試験と科目及び水準等は同一であり、資格取得後3年間は試験を受けた自治体のみで勤務が可能となる資格が付与されるが、3年経過後は全国で勤務することが可能となるため、既存の保育士との違いはないものと考える。したがって、保育士としての資格の取得要件が緩和されるわけではなく、保育の質の低下等も生じないものと考える。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第170号 川崎市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第171号 川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 「イノベーションの創出」の記載の意義について

中小企業の活性化には、中小企業における新たな産業価値を創出していくイノベーションの取組が重要であると考えていることから、前文に「イノベーションの創出」について記載しているが、イノベーションを支える中小企業も非常に重要であると考えており、イノベーションという言葉により条例の対象となる中小企業の幅を狭く捉えるものではない。

* 中小企業を取り巻く環境への見解について

中小企業を取り巻く環境については、かねてより中小企業の経営者等からの聞き取り等により情報を得ているところであり、前文に例示している課題以外にも後継者不足や取引環境の厳しさ等、多岐にわたっていることは認識しているが、前文にそれらの課題を全て明記することは困難であるため、一定程度絞込みを行って記載したものである。

* 小規模企業者に対する支援について

統計上、小規模企業者が減少していることは認識しており、現在策定中の産業振興プランにおいても、統計を踏まえた施策を展開していきたいと考えている。前文においては、小規模企業者等の事業の持続的発展を促すという趣旨の記載をしており、小規模企業者への支援についてはここに包含していると考えている。

* 中小企業の支援を目的とする法律等を踏まえた施策の実施について

中小企業基本法、小規模企業振興基本法等による国の施策展開については十分に理解しているところであり、経済労働局に限定した施策だけではなく、関係部局との有機的連携の下に、法整備されている事項も考慮した上で中小企業の活性化を図っていきたいと考える。

* 「地域の活性化の促進」の趣旨について

地域の活性化については、商業や工業を含めて幅広く捉えている。また、地域特性については、かわさきハロウインや市の名産品、臨海部の工業等、それぞれの特性に応じた事業の創出を支援していく考えである。また、地域拠点については、地域を支える商店街は重要な拠点であると考えており、また施策展開として形成してきたマイコンシティや新川崎創造のもり等についても一つの地域拠点と考えている。

* 海外市場の開拓等の促進を条文化した理由について

本市の産業もグローバル化が進展し、市内の事業者から海外販路の開拓、支社機能の進出等の多くのニーズが寄せられており、海外に投資することにより国内の雇用も増加する統計があることからも、市として事業者のニーズに沿った形で川崎市海外ビジネス支援センター等を活用した助言、情報提供等を行っていく考え方であることから、これらの施策を条文に記載したものである。

* 専門部会の構成員の選定について

専門部会の構成員の選定については検討段階であるが、幅広い意見を聴取できるよう、業種等の構成には配慮していきたいと考える。

* 逐条解説の作成について

条例が成立した際には、逐条解説を作成し、条文に記載しきれない詳細な事項について取りまとめていきたいと考えている。

* 条文に雇用の確保に関する記載がない理由について

雇用の確保に関する直接的な記載は無いが、中小企業の活性化が、雇用の維持・確保につながり、新しい産業の創出が企業と地域経済の発展につながるとの考えに基づいて本条例を構成している。したがって、条例に基づく施策の推進により雇用の確保が図られるものと考えている。

* 中小企業に関する団体の定義をしていない理由について

条文においては明確な定義をしていないが、逐条解説等において、どのような団体が中小企業に関する団体に該当するかについて記載し、その位置付けを明確にしていきたいと考えている。

* 商店街連合会への加入の有無による取扱いの差について

本市には約200の商店街があり、そのうち半数程度が商店街連合会に加入しているが、連合会への加入の有無によって、市の施策において区別、差別等を行うことはないが、商店街相互の連携等については違いが生じることがあるものと考える。

《意見》

* 条文には雇用の確保の記載が無いが、中小企業が雇用の受皿として機能しなければ成長戦略は推進できず、中小企業活性化の条例を制定する以上は、安定した雇用の創出、確保を重点課題にすべきと考える。市の経済を支えるのは何よりもそこで働く人々であるということを認識した上で、今後の施策を展開すべきであると考える。

* 本条例の規定内容については経済労働局だけではなく、関係する各部署に周知を行い、工事契約の発注等の際には条例に規定された内容を確実に実施していただきたい。また、中小企業の活性化に関する実施状況等の公表に当たっては、施策の内容や課題、成果の公表を担保するだけでなく、条例に基づく適切な対応が図れない部署に対しては条例を遵守するよう働きかけを行うなど、実効性のある条例にしていただきたいと考える。

* 中小企業の活性化に関する実施状況の公表の際には長所だけを並べるのではなく中小企業が自らの経営状況等の分析として活用ができ、自分の会社の位置付け等が把握できるようなものにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第179号 仮称小杉町二丁目地区コンベンション施設整備その2工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 施設における国際会議の開催の可否について

当該施設では国際会議の開催を前提に内装等を行っており、会議に必要となるコンベンション機能等を備えているため、国際会議の開催は可能と考える。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第187号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定について」
- 「議案第188号 川崎市幸スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の指定管理者の指定について」
- 「議案第189号 川崎市高津スポーツセンターの指定管理者の指定について」
- 「議案第190号 川崎市宮前スポーツセンターの指定管理者の指定について」
- 「議案第191号 川崎市麻生スポーツセンターの指定管理者の指定について」

《一括審査の理由》

いずれもスポーツセンター等の指定管理者の指定に関する内容であるため、5件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者の変更による施設の年間利用スケジュールへの影響について

とどろきアリーナ等のスポーツ施設においては、市から各利用団体に対して事前に利用希望を聴取した上で日程調整会議を開催し、スケジュールを調整しているところである。今後も指定管理者の変更にかかわらず従来どおりの対応を行う考えである。

* 東京オリンピックの関連団体等の優先利用について

本年3月30日に本市とJOCでパートナー都市協定を締結しており、とどろきアリーナについては、JOCに優先的に施設を提供する代わりに本市が行うスポーツ教室等にオリンピック選手の派遣等を行うことで交流を深め、オリンピックムーブメントを推進するという協約も取り交わされている。したがって、JOCからの要望や海外選手の事前キャンプの要請等があった場合には、市内の各利用団体に日程調整の協力を依頼する可能性があるものと考える。

* 本市の施設へのオリンピックマークの使用の可否について

オリンピックマークの使用については、JOCが慎重な態度をとっており、オリンピックパートナー都市のロゴの使用については用途に応じて認められる場合はあるが、オリンピックマークそのものについての使用は難しいと考える。

* 指定管理料の縮減理由について

指定管理予定者から事業の積極的な展開による収入の増加や効率的な事業実施等が提案されたことにより、指定管理料を縮減したものである。

* とどろきアリーナの指定管理期間が2年間である理由について

現在等々力緑地ではパークマネジメントの導入に向けた再編整備の取組を進めており、等々力陸上競技場メインスタンドの利用ニーズの把握等の手続を実施するなど、平成30年度からの導入に向けた全体の調整を進めているところである。そのため、とどろきアリーナの指定管理期間についてもパークマネジメント導入までの期間である2年間としたものである。

《意見》

* 指定管理予定者の評価点が他の申請団体の評価点と僅差である事案が多いことか

らも、今後第三者評価による適切な検証等を実施すべきである。また、指定管理者の変更によって利用者への影響が生じないように市として適切な配慮を行うべきであると考える。

* 石川記念武道館は建設から相当の年数が経過しており、利用者からの改修の要望も多くなっている。特に老朽化が進み利用者に危険が生じるような箇所については、市と指定管理者で連携を取り合って早急な改修を行うべきであると考える。

《議案第187号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第188号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第189号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第190号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第191号の審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第192号 川崎市男女共同参画センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 男女共同参画センターにおける男女共同参画施策の実施状況について

男女共同参画社会の実現に向け、男性や子どもに対して男女共同参画社会の実現や理念に対する理解を深めるための講座等を実施するほか、女性の就業支援等にも注力しているところであり、今後も継続して施策を行っていきたいと考える。

* 男女共同参画施策の実施における所管局間の連携について

経済労働局における女性の起業や就業支援、教育委員会における若者のライフキャリア支援等、関係各局と連携して男女共同参画に資する施策の実施や情報共有等を行っているところである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第193号 川崎市こども文化センター及び川崎市ふれあい館の指定管理者の指定について」

《意見》

* 指定管理者制度は施設の管理運営経費の縮減を図ることを目的としているものと考えるため、特に子どもの分野においては、専門性、継続性の確保及び環境整備に対して懸念を払拭できないことから制度の導入の際から反対をしてきたところであるため、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第 194 号 川崎市青少年の家の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 195 号 川崎市子ども夢パークの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 196 号 川崎市立労働会館の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 現在施設で勤務している職員の雇用の継続について

募集仕様書の中で、現在施設で勤務している職員の雇用の継続について最大限配慮することを明記している。今後、現指定管理者と指定管理予定者との間で具体的な協議が行われることとなっており、最終的には事業者の経営的判断に委ねられるが、労働関係法令を遵守するなど、適切な対応を図るよう要請していくたいと考えている。なお、職員の雇用継続希望の状況については、現在のところ把握していない。

* 応募団体の事業実績等の加点について

選定基準の一つに応募団体の取組の配点があり、類似の事業の実績がある場合には加点されることとなっている。また、それとは別に現指定管理者としての実績についても配点があり、現指定管理者に対しては、一律に一定の加点がされることとなっている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 197 号 川崎市生活文化会館の指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第 209 号 平成 27 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《意見》

* 会派としてコンテナターミナル事業は認められないと考えていることから、コンテナターミナル事業に関連する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決